



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
4月28日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 人事委員会公告

令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)公告.....	1
令和5年度滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)公告.....	5
令和5年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(高校卒業程度)公告.....	7

人事委員会公告

令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)公告

令和5年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和5年4月28日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
行政(専門試験型)	60人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所などの地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務
行政(アピール試験型)	15人程度		
警察事務	5人程度	警察本部各課または警察署等	一般事務(深夜、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。)
環境行政	1人程度	知事部局の本庁各課または環境事務所などの地方機関等	環境等に関する行政事務
社会福祉	15人程度	知事部局の本庁各課または健康福祉事務所、子ども家庭相談センター、近江学園、淡海学園などの地方機関等	児童福祉・障害福祉等に関する行政事務・相談支援、児童福祉施設等における生活支援・自立支援等の福祉関係業務
化学	3人程度	知事部局の本庁各課または環境事務所、琵琶湖環境科学研究センターなどの地方機関等	環境・衛生等に関する行政事務および関連する試験・検査等の業務
農業	10人程度	知事部局の本庁各課または農業農村振興事務所、農業技術振興センターなどの地方機関等	農業に関する知識・技術の普及指導、行政事務および関連する試験研究等の業務
林業	5人程度	知事部局の本庁各課または森林整備事務所などの地方機関等	治山・林道等の事業に関する企画・設計・施工管理、林業に関する知識・技術の普及指導等の業務および関連する行政事務
建築	5人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所などの地方機関等	建築の設計・監督・検査、建築確認等の業務および関連する行政事務
電気(電気工学)	4人程度	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	電気設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務

機 械	1人程度	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	機械設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務
総 合 土 木	8人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

- (1) 1に掲げる試験区分のうち行政（アピール試験型）、社会福祉および総合土木を除く試験区分 次のいずれかに該当する者
 - ア 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者または令和6年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
 - (4) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (2) 「行政（アピール試験型）」 次のいずれかに該当する者
 - ア 平成9年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (7) 大学を卒業した者または令和6年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
 - (4) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (3) 「社会福祉」 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格もしくは社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）による社会福祉士の資格を有する者または令和6年3月31日までに有する見込みである者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (7) 大学を卒業した者または令和6年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
 - (4) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (4) 「総合土木」 次のいずれかに該当する者
 - ア 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
 - (7) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和6年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者
 - (4) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- (5) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - エ 日本国籍を有しない者（警察事務の試験区分に限る。）

3 第1次試験

- (1) 試験日
 - ア 「行政（アピール試験型）」 令和5年6月4日（日）（筆記試験）および7月上旬（口述試験）
 - イ 「行政（アピール試験型）」以外 令和5年6月18日（日）（筆記試験）および7月上旬（口述試験）
- (2) 場所
 - ア 筆記試験
 - (7) 「行政（アピール試験型）」 滋賀県庁（大津市京町四丁目1番1号）
 - (4) 「行政（アピール試験型）」以外 立命館大学びわこ・くさつキャンパス（草津市野路東一丁目1番1号）
 - イ 口述試験 滋賀県庁（予定）
- (3) 方法
 - ア 「行政（アピール試験型）」以外 大学卒業程度の筆記試験（教養試験および専門試験）および口述試験を、

次の方法により行います(300点満点)。

(7) 教養試験(配点100点) 各試験区分を通じて、択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学、現代の社会に関する知識(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。

出題分野および出題数は、文章理解⑧、判断推理⑩、数的推理⑥、資料解釈①、人権①、県関連①の以上27問を必須解答とし、社会科学⑧、人文科学⑥、自然科学⑥の以上20問中13問を選択解答とします(丸数字の出題数は、変更する場合があります。)

(イ) 専門試験(配点100点) 各試験区分を通じて、択一式により、それぞれの試験区分(職種)に必要な専門的知識および能力について筆記試験を行います。

40問出題、全問必須解答とします。ただし、行政(専門試験型)・警察事務の試験区分については、50問出題中、40問を選択解答とし、総合土木の試験区分については、45問出題中、20問を必須解答、残り25問の中から20問を選択解答とします。

試験区分別の出題分野および出題数は、別表のとおりです。

(ウ) 口述試験(配点100点) 筆記試験の合計得点が一定の点数に達している者に対して、人物について、個別面接による試験を行います。なお、この口述試験の対象者の発表予定日は令和5年6月23日(金)で、滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表するほか、対象者全員に通知します。

イ 「行政(アピール試験型)」能力検査、アピールシートおよび口述試験による試験を、次の方法により行います(300点満点)。

(7) 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。

(イ) アピールシート(配点100点) ここ数年の経験の中で最も大きいと思う成果について、「取り組んだ時期」、「リーダー等の役職」、「果たした役割」、「発揮した能力」を明確にして具体的に800字程度で記入するとともに、記入した経験や能力を県職員として業務遂行する上でどのように活かせるかについて、400字程度で記入していただきます。試験時間中に資料等の閲覧はできません。なお、アピールシートは第1次口述試験の参考資料としても使用します。

(ウ) 口述試験(配点100点) 能力検査およびアピールシートの合計得点が一定の点数に達している者に対して、人物について、個別面接による試験を行います。なお、この口述試験の対象者の発表予定日は令和5年6月23日(金)で、滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、対象者全員に通知します。

(4) 第1次試験合格者の発表 令和5年7月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

(1) 日時および場所 令和5年7月下旬から8月上旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験、口述試験および適性検査を、次の方法により行います(400点満点)。

ア 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。

イ 口述試験(配点300点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(700点満点)。

5 最終合格者の発表 令和5年8月中旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、各任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、月額206,076円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、行政職給料表の適用を受ける場合で、令和5年4月1日現在のものです。

- (3) 2(1)イ(7)、2(2)イ(7)、2(3)イ(7)または2(4)イ(7)を要件として受験した者が、所定の時期までにそれぞれに定める学校を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。
- (4) 社会福祉主事の任用資格または社会福祉士の資格の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに当該任用資格または資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。
- (5) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がないときには、採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、試験区分の変更はできません。

- (2) 受付期間 令和5年5月8日(月)午前9時から令和5年5月29日(月)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

- (3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位ならびに教養試験および専門試験の各正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

別表

試験区分	出題分野
行政(専門試験型)・警察事務	政治学②、行政学②、憲法④、行政法⑤、民法④、刑法②、労働法②、経済学⑥、経営学③、財政学③、社会政策③、国際関係③、統計学②、心理学概論③、社会学概論③、教育学③
環境行政	環境法③、環境政策・計画③、環境経済学③、憲法④、行政法④、経済学④、環境化学③、環境工学③、生態学③、物理化学⑤、生物化学⑤
社会福祉	社会福祉概論②、社会学概論⑥、心理学概論⑧、社会調査④
化学	数学・物理⑦、物理化学⑨、分析化学③、無機化学・無機工業化学⑥、有機化学・有機工業化学⑨、化学工学⑥
農業	栽培学汎論⑤、作物学④、園芸学④、育種遺伝学④、植物病理学④、昆虫学④、土壤肥料学④、植物生理学④、畜産一般②、農業経済一般②、食品科学③
林業	森林政策・森林経営学⑬、造林学⑫、林業工学④、林産一般⑤、砂防工学⑥
建築	数学・物理⑩、構造力学⑤、材料学②、環境原論④、建築史②、建築構造④、建築計画⑤、都市計画③、建築設備②、建築施工③
電気(電気工学)	数学・物理⑩、電磁気学・電気回路⑩、電気計測・制御④、電気機器・電力工学⑥、電子工学⑥、情報・通信工学④
機械	数学・物理⑩、材料力学④、流体力学④、熱力学④、電気工学②、機械力学・制御④、

	機械設計⑥、機械材料③、機械工作③
総合土木	数学・物理⑩、応用力学③、水理学④、測量②、材料・施工②、土質工学④、都市計画②、土木計画⑥、土壌物理①、農業水利・土地改良・農村環境整備⑧、農業土木構造物②、農学一般①

備考 出題分野の丸数字は出題予定数であり、変更する場合があります。

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

令和5年度滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)公告

令和5年度滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局に問い合わせてください。

令和5年4月28日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所等の地方機関、各行政委員会事務局、県立学校等	一般行政事務
警察事務	2人程度	警察本部各課または警察署等	一般事務(深夜、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。)
総合土木	1人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

エ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)

3 第1次試験

(1) 試験日 令和5年9月24日(日)

(2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

(3) 方法

ア 「総合土木」以外の試験区分 教養試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。

(ア) 教養試験(配点200点) 各試験区分を通じて、択一式により、公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。

出題分野および出題数は、文章理解⑧、判断推理⑨、数的推理⑥、資料解釈②、人権①、県関連①、社会科学⑥、人文科学⑩、自然科学⑦の50問出題、全問必須解答とします(丸数字の出題数は、変更する場合があります。)

(イ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

イ 「総合土木」 教養試験、専門試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。

(ア) 教養試験(配点100点) 択一式により、公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および

び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。

出題分野および出題数は、文章理解⑧、判断推理⑨、数的推理⑥、資料解釈②、人権①、県関連①、社会科学⑥、人文科学⑩、自然科学⑦の50問出題、全問必須解答とします(丸数字の出題数は、変更する場合があります。)

(イ) 専門試験(配点100点) 択一式により、専門的知識および能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。45問出題中、20問を必須解答、残り25問の中から20問を選択解答とします。出題分野および出題数は、別表のとおりです。

(ロ) 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

(4) 第1次試験合格者の発表 令和5年10月上旬に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

(1) 日時および場所 令和5年10月上旬または中旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 方法 第1次試験の合格者に対して、作文試験および口述試験を、次の方法により行います(400点満点)。

ア 作文試験(配点100点) 文章による表現力等について試験を行います。

イ 口述試験(配点300点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(600点満点)。

5 最終合格者の発表 令和5年10月下旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、各任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、高校卒は月額170,816円(地域手当を含みます。)、短大卒・高専卒は月額182,535円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、これらの額は、令和5年4月1日現在のものです。

(3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、試験区分の変更はできません。

また、滋賀県職員採用初級試験の受験申込みをする場合は、同日に実施する滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験の受験申込みはできません。

(2) 受付期間 令和5年8月1日(火)午前9時から令和5年9月1日(金)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したが

って得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位 ならびに教養試験および専門試験 の各正答数	第1次試験合格発表 の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務 局(大津市京町四 丁目1番1号 県庁 東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験 の合計得点とを合算して得た総 合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表 の日から1か月間	

別表

試験区分	出題分野
総合土木	数学・物理・情報技術基礎⑩、土木基礎力学⑧(構造力学③、水理学③、土質力学②)、測量②、土木構造設計②、社会基盤工学⑤、土木施工⑤、農業土木設計②、水循環⑦、農業土木施工③、農業に関する基礎①

備考 出題分野の丸数字は出題予定数であり、変更する場合があります。

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

令和5年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(高校卒業程度)公告

令和5年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(高校卒業程度)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県内の市町立の小学校、中学校または義務教育学校に勤務し、これらの学校の事務に従事する職員の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局に問い合わせてください。

令和5年4月28日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
小・中学校事務A	12人程度	滋賀県内の市町立の小学校、中学校または義務教育学校	情報処理、台帳整理、出納 会計事務、給与事務、備品 管理等の事務
小・中学校事務B	4人程度		

備考1 採用予定人員は、欠員の状況等により変更となる場合があります。

2 各学校における事務職員の配置は、原則として1人です。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 「小・中学校事務A」 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

イ 「小・中学校事務B」 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験日 令和5年9月24日(日)

(2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

(3) 方法 教養試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。

ア 教養試験(配点200点) 択一式により、公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。

出題分野および出題数は、文章理解⑧、判断推理⑨、数的推理⑥、資料解釈②、人権①、県関連①、社会科学⑥、人文科学⑩、自然科学⑦の50問出題、全問必須解答とします(丸数字の出題数は、変更する場合があります。)

イ 適性検査(小・中学校事務Bのみ。点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

(4) 第1次試験合格者の発表 令和5年10月上旬に滋賀県職員採用ポータルサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>) において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

(1) 日時および場所 令和5年10月上旬または中旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 方法 第1次試験の合格者に対して、作文試験、口述試験および適性検査を次の方法により行います(400点満点)。

ア 作文試験(配点100点) 文章による表現力等について試験を行います。

イ 口述試験(配点300点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(600点満点)。

ウ 適性検査(小・中学校事務Aのみ。点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います。

5 最終合格者の発表 令和5年10月下旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿に記載され、滋賀県教育委員会からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用日は、令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

(2) 給料は、高校卒は月額170,816円(地域手当を含みます。)、短大卒・高専卒は月額182,535円(地域手当を含みます。)、大学卒は月額199,089円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、これらの額は、令和5年4月1日現在のものです。

(3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験の受験申込みをする場合は、同日に実施する滋賀県職員採用初級試験の受験申込みはできません。

(2) 受付期間 令和5年8月1日(火)午前9時から令和5年9月1日(金)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しく下さい。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位ならびに教養試験の正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	丁目1番1号 県庁東館6階)

※ 試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

